

第 30 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 26 日（木）午前 9 時 33 分から 10 時 3 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎			
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎	
	3 番	久保田 力雄	4 番	砂坂 浩一郎	
	5 番	小山 幸良	6 番	寺内 秀昭	
	7 番	河野 律雄	8 番	古市 道則	
	9 番	中畠 一三	1 0 番	中之藪 堅二郎	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	向井 克巳	ロ.	中園 廣行
ハ.	中峯 哲義	ニ.	片板 大作
ホ.	雨田 俊孝	ヘ.	原田 晃生
ト.	小脇 尚武		

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	崎田 善昭
----	-------

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 30 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長 山田 直樹

農地振興係
農地集積支援員

日高美保
牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
農地利用最適化推進委員の崎田善昭推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第30回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番 寺内秀昭委員、7番 河野律雄委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第30号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和5年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画(案)で、賃借権3件・農地中間管理権10件を定めたいので承認を求めるものです。
私の方で農用地利用集積計画(案)の内、賃借権3件について説明を行います。
資料の3ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日が令和5年1月31日とするもので、始期を令和5年2月1日、終期を令和10年1月31日とするもので、期間は5年で、地目は田で、面積は●●㎡の3件です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
- 整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 A・89歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・58歳で、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は田、登記面積は●●㎡です。水稻を作付けし、賃借料は〇〇円で、現金支払いとなっております。期間が5年の再設定です。図面は5ページに添付しております。
- 整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・

59歳、利用権の設定を受ける者は、〇〇××番地 D・61歳で、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、登記地目は畑、現況地目は田、登記面積は●●㎡です。水稻を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が5年の新規設定です。図面は6ページに添付しております。

整理番号3番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 E・75歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・61歳です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は田、登記面積は●●㎡です。その他同字に2筆ある内の1筆は整理番号2番同様、登記地目は畑、現況地目は田で、3筆合計面積は●●㎡。水稻を作付けし、賃借料は10アール当り〇万円で、現金支払いとなっております。期間が5年の新規設定です。図面は6ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権3件についての説明を終わります。

事務局

資料は、7ページをお開きください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は令和5年1月31日、期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間で8件と、令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間で2件となっております。

資料、8ページをお開きください。

整理番号1番は、〇〇××番地 F・91歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Gが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外6筆、地目は田、面積は7筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。権利は使用貸借権で期間は5年の再設定です。

図面は11、12ページに添付しております。

整理番号2番は、〇〇××番地 H・85歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Iが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、口座振込みで、期間は5年の新規設定です。

図面は13ページに添付しております。

整理番号3番は、〇〇××番地 J・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Kが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外1筆、地目は田、面積は2筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は粃〇〇kgの現物渡しで、期間は5年の新規設定です。

図面は14ページに添付しております。

資料の9ページをお開きください。

整理番号4番は、〇〇××番地 L・58歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外6筆、地目は田、面積は7筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は

粃〇〇kgの現物渡しで、期間は5年の再設定です。

図面は15ページに添付しております。

整理番号5番は、〇〇××番地 N・57歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、〇が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外5筆、地目は畑と田、面積は6筆合計で●●㎡、さとうきびと水稻を耕作します。賃借料は6筆で〇〇円、期間は5年の新規設定です。

図面は16、17、18、20、21ページに添付しております。

整理番号6番は、5番と同じく、N・57歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Pが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は5年の新規設定です。

図面は19ページに添付しております。

資料は10ページです。

整理番号7番は、5番・6番と同じくN・57歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Qが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外2筆、地目は畑、面積は3筆合計で●●㎡、甘しょを耕作します。賃借料は3筆で〇〇円、期間は5年の新規設定です。

図面は16、17ページに添付しております。

整理番号8番は、霧島市△△〇〇番××号 R・92歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Sが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外3筆、地目は田、面積は4筆合計で●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年の新規設定です。

図面は22ページに添付しております。

整理番号9番は、8番と同じくR・92歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Tが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番 外2筆、地目は畑、面積は3筆合計で●●㎡、牧草を耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で、期間は10年の新規設定です。

図面は23～25ページに添付しております。

整理番号10番は、愛知県みよし市〇〇××番地 U・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Vが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡、水稻を耕作します。賃借料は、粃〇〇kgの現物渡し、期間は5年の再設定です。

賃借権及び使用貸借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 11番委員 はい、11番委員。
資料4ページの整理番号2番と3番、Dさんは5千㎡に届いていないんですが、今回の賃貸借契約で、それをクリアーするということは、Dさんは今後、営農活動で活躍していただけるというつもりで契約になっているんですか。

議長 事務局 はい。事務局。
担い手については、毎年3月の定例総会で審議がされると思いますけれども、その際に昨年の審査の段階でDさんは担い手として登録されているので、特に問題はないかと思えます。後、Dさんの経営する農地●●㎡なんですけれども、聞くところによると、両親の所有する農地も相当耕作しているので、問題ないと思えます。

議長 11番委員 よろしいでしょうか。
11番委員 はい。分かりました。
議長 他にございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：W、譲受人：Xを議題にします。
事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料の27ページをお開きください。
議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。
整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 W。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Xです。
土地の所在が、〇〇字△△××番 外2筆。地目は畑、地積合計は●●㎡となります。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、28ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は29ページから添付しています。
以上、1件につきましては、1月13日の現地調査により耕作等について確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、10番委員。

10番委員 説明いたします。譲受人と譲渡人の関係は親子であります。現在、譲受人のXさんは〇〇△△に住んでおりますが、今回の申請地が、実家の近くということで申請されております。Xさんのご主人は〇〇株式会社に勤めておられて、農業にはそんなに従事しておりませんが、母親が手伝って一緒に仕事をしているということでありまして、Xさんは現在新規就農支援事業を受けておられて、個人経営をしております。作物に関しましては、さつま芋、安納芋、紫芋、馬鈴薯などこういったものを有機栽培でしておられて、今後新規就農事業が終わりましても、継続していくものと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：Yを議題にします。

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料34ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 Y。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は畑。地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成19年頃です。

現況といたしまして、『申請地は平成19年に堆肥舎を建てており、宅地として利用している。』とのことでした。

参考資料は35ページから添付しておりますのでお目通しをお願いします。

以上、この件につきましては、1月13日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、1番委員。

1番委員 全容については、事務局の説明のとおりですが、この土地については、平成20年にJAの補助事業で堆肥倉庫を建てられたということです。現地については、畑としては利用できない。石が出てくるということで、農地としては、不適當な土地だと考えます。特に問題はないものと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。7番委員。

7番委員 今説明された内容に異論はありませんけど、建築した当時に地目変更の処理ができていなかったということですかね。

議長 はい。事務局。

事務局 質問にお答えします。堆肥舎を建築した際に、地目変更はなされていなかったということです。当時は畑のまま、使用されていました。後は堆肥舎に関しては壁が無いので構築物となっていて、説明のとおり地目変更はしていない状態です。

議長 よろしいですか。

7番委員 はい。良い悪いの前の話なんですけど、最近、これに類似する案件が1件あったんですけど、農業用倉庫の届け出を農業委員会に届け出するのを怠っていたというのがあり、認識不足というか、許可の前に実際に建造されていたというのがあって、始末書・顛末書を出してもらったことがあるんですけど、今後そういう物を建てたりとか、農地に対してそういう構築物を建てる時は、申請・認可が要ることは皆さん、よく分かっているんですけど、より一層チェックを徹底しないといけない事例なのかなと思います。これを見て思いました。だからどうしなさいということではありません。

議長 それに関して事務局からの検討はよろしいですか。

事務局 実際、転用の申請が出されないといけない案件はあると思います。なので今後そういったところを農業委員、推進委員の皆さんが見かけたり、もしこれから建てようとする方がいらっしゃる場合は相談にのっていただきたいと思います。こういった手続きが必要なんですよということを教えていただいて、所有者の方たちが自分の農地に関してそういった手続きをしないといけないというのを知らなかったとか、分からなかったとかいう方がいらっしゃると思いますので、農業委員・推進委員の皆さんに教えていただきたいと思います。これからは追認という形にならないように、活

動していただけたらと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇(△△)地内 12筆を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。事務局。資料の38ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡〇〇××番地 Z。

土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、地積は●●㎡。ほか畑が11筆で、計12筆。地積合計は●●になります。参考資料として40ページから現地調査の資料を添付しております。

この12筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1月13日の現地調査におきまして、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。